

KPMG Japan Tax Newsletter

27 September 2023

2023年度税制改正における 電子帳簿等保存制度の見直し

I. 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度	
1. 特例関係帳簿の範囲の見直し.....	2
2. 参考.....	3
II. 国税関係書類に係るスキャナ保存制度	
1. 保存要件の見直し.....	4
2. 参考.....	6
III. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度	
1. 保存要件の見直し.....	7
2. 電磁的記録の出力書面による保存制度の見直し.....	10
3. 参考.....	11
IV. 終わりに.....	11

電子帳簿等保存制度について、**2021年度税制改正**では制度全体にわたる抜本的な見直しが行われましたが、**2023年度税制改正**では、政府税制調査会における指摘や経済社会のデジタル化の状況をふまえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、税務情報のデジタル化及び優良な電子帳簿の普及・一般化に資する観点から、各種見直しが行われました。

このニュースレターでは、**2023年度税制改正**における電子帳簿等保存制度に係る見直しの概要をご紹介します。

(**2021年度税制改正**における保存要件の見直しの主な内容については、**Tax Newsletter**「[2021年度税制改正大綱](#)」(2020年12月18日発行)及び「[電子帳簿保存法 — 2021年度税制改正の解説及び導入に関する留意点](#)」(2021年10月6日発行)をご参照ください。)

I. 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度

1. 特例関係帳簿の範囲の見直し

国税関係帳簿書類のうち、優良な電子帳簿については、その電磁的記録に記録された事項に関し申告所得税、法人税又は消費税に係る修正申告書の提出又は更正があった場合には、その事項に関し生じた申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減されます。

優良な電子帳簿とは、特例国税関係帳簿（あらかじめ本軽減措置の適用を受ける旨等を記載した届出書を所轄税務署長等に提出しているもの）に係る電磁的記録の備付け・保存について一定の保存要件を満たすものをいいますが、信頼性の高い電子帳簿への更なる移行を目指す観点から、申告所得税及び法人税に係る特例関係帳簿の範囲が以下のように見直されました。

(1) 概要

2023年度税制改正前及び改正後の特例関係帳簿の範囲は以下のとおりです。

	2023年度税制改正前	2023年度税制改正後
申告所得税	青色申告者が備付け、取引に関する事項を記載すべき仕訳帳、総勘定元帳 <u>その他必要な帳簿</u>	左記の「その他必要な帳簿」が次表のよう に見直される
法人税	青色申告法人が備付け、取引に関する事項を記載すべき仕訳帳、総勘定元帳 <u>その他必要な帳簿</u>	
消費税	<ul style="list-style-type: none"> 「仕入れに係る消費税額の控除」の規定の適用に係る、課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿 「売上に係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除」の規定の適用に係る、その金額の明細を記録した帳簿 「特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除」の適用に係る、その金額の明細を記録した帳簿 課税事業者等が備付け、資産の譲渡等、課税仕入れ又は課税貨物の保税地域からの引き取りに関する事項を記録し、保存すべき帳簿 	改正なし

【その他必要な帳簿】

「その他必要な帳簿」（以下、補助帳簿）について、申告（課税所得）に直接結びつきやすい経理誤り全体を是正しやすくするかといった観点から、課税標準や税額の計算に直接影響を及ぼす損益計算書に記載する科目についてはその科目に関する補助帳簿の全てを、貸借対照表に記載する科目については損益計算書に記載する科目との関連性が強くその科目の変動について把握する必要性が高い科目に関する補助帳簿のみを、それぞれ対象とすることとされ、以下の記載事項に係るものに限定されました。（申告所得税の対象帳簿については、(iv)に掲げる事項は除かれます。）

	記載事項	補助帳簿の例
(i)	手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項	受取手形記入帳、 支払手形記入帳
(ii)	売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）その他債権に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除く。）	売掛帳、貸付帳、 未決済項目に係る 帳簿
(iii)	買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）その他債務に関する事項	買掛帳、借入帳、 未決済項目に係る 帳簿
(iv)	有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項	有価証券受払い簿
(v)	減価償却資産に関する事項	固定資産台帳
(vi)	繰延資産に関する事項	繰延資産台帳
(vii)	売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するものを含む。）その他収入に関する事項	売上帳
(viii)	仕入れその他経費又は費用（法人税の対象帳簿については、賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除く。）に関する事項	仕入帳、経費帳、賃 金台帳（所得税の み）

(2) 適用時期

上記の改正は、2024年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

2. 参考

2023年度税制改正を受けて2023年6月に更新された国税庁の「電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】」では、特例関係帳簿について、たとえば以下の取扱いが新たに示されました。

- 特例国税関係帳簿について、優良な電子帳簿の要件を満たして保存等を行い、かつ、あらかじめ優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の規定の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出している場合については、その保存等が複数の会計ソフトを使用しているとしても、本措置の適用を受けることができる（問41）。
- 業務上の必要性等から、一部の記載事項について手書きのノートや簿冊、表計算ソフト等においても補助的・重複的に記録している場合、青色申告関係帳簿等の全てが優良な電子帳簿としての要件を満たして適切に作成されている限りにおいて、これらのノート等はその記載事項と同内容を記載した補助資料に過ぎないと考えられるため、これらのノート等が優良な電子帳簿の要件を満たして保存等されていないことを理由として優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が受けられなくなることはない（問42）。
- 2023年度税制改正前の特例国税関係帳簿について、優良な電子帳簿の要件を満たして保存等を行っていた場合において、特例適用届出書に記載していた国税関係帳簿の一部が2023年度税制改正により特例国税関係帳簿に該当

しないことになったときであっても、特例適用届出書に記載した事項が変更となったものではないことから、改めて、変更届出書を提出する必要はない(問52)。

II. 国税関係書類に係るスキャナ保存制度

1. 保存要件の見直し

決算関係書類を除く国税関係書類については、一定の保存要件のもと、スキャナにより記録された電磁的記録の保存によりその国税関係書類の保存に代えることができることとされています。

事業者におけるペーパーレス化を一層促進する観点から、国税関係書類に係るスキャナ保存制度の利便性向上のため、その保存要件のうちの以下の要件が見直されました。

(1) 解像度・階調及び大きさ情報に関する保存要件の廃止

国税関係書類をスキャナで読み取る際の解像度、階調及びその国税関係書類の大きさに関する情報の保存の要件が廃止されました。

なお、要件廃止後においても、スキャニング時の解像度は25.4ミリメートル当たり200ドット以上であることが求められていますが(一定水準以上の解像度による読み取り)、この点につき、2023年度税制改正を受けて2023年6月に更新された国税庁の「電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】」(以下、II.において「スキャナ保存一問一答」といいます。)問26では、税務調査等の際に税務職員から解像度の確認があった場合には、プロパティ情報を提示するなどの適宜の方法で、スキャニング時の解像度等を説明すべき旨が示されています。

(2) 入力者等情報の確認に関する保存要件の廃止

国税関係書類に係るスキャナ保存に当たっては、その国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくことが要件とされていましたが、この要件が廃止されました。

(3) 保存要件の一覧

改正後における国税関係書類に係るスキャナ保存制度の保存要件は以下のとおりです。

(i) 重要書類

重要書類とは、決算関係書類以外の国税関係書類(一般書類を除きます。)をいいます。

要件	2021年度 税制改正前	2021年度 税制改正後	2023年度 税制改正後
入力期間の制限（書類の作成・受領後又は業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに入力）	○	○	○
一定水準以上の解像度による読み取り	○	○	○
カラー画像による読み取り	○	○	○
タイムスタンプの付与	○	○ (改正あり)	○
解像度及び階調情報の保存	○	○	廃止
大きさ情報の保存	○	○	廃止
バージョン管理（訂正又は削除の事実及び内容の確認等）	○	○ (改正あり)	○
入力者等情報の確認	○	○	廃止
適正事務処理要件	○	廃止	—
スキャン文書と帳簿との相互関連性の保持	○	○	○
見読可能装置の備付け及び整然・明瞭な出力	○	○	○
検索機能の確保	○	○ (改正あり)	○
電子計算機処理システムの開発関係書類等の備付け	○	○	○

(ii) 一般書類

一般書類とは、資金や物の流れに直結・連動しない書類として国税庁長官が定めるもの（検収書・見積書・注文書等）をいいます。

要件	2021年度 税制改正前	2021年度 税制改正後	2023年度 税制改正後
一定水準以上の解像度による読み取り	○	○	○
グレースケールによる読み取り	○	○	○
タイムスタンプの付与	○	○ (改正あり)	○
解像度及び階調情報の保存	○	○	廃止
バージョン管理（訂正又は削除の事実及び内容の確認等）	○	○ (改正あり)	○
入力者等情報の確認	○	○	廃止
スキャン文書と帳簿との相互関連性の保持	○	○	廃止
見読可能装置の備付け及び整然・明瞭な出力	○	○	○
検索機能の確保	○	○ (改正あり)	○
電子計算機処理システムの開発関係書類等の備付け	○	○	○

(iii) 過去分重要書類

スキャナ保存の承認を受けている保存義務者が、その承認を受けて保存を開始する日前に作成又は受領した重要書類をいいます。

要件	2021年度 税制改正前	2021年度 税制改正後	2023年度 税制改正後
届出書の提出	○	○	○
一定水準以上の解像度による読み取り	○	○	○
カラー画像による読み取り	○	○	○
タイムスタンプの付与	○	○ (改正あり)	○
解像度及び階調情報の保存	○	○	廃止
大きさ情報の保存	○	○	廃止
バージョン管理（訂正又は削除の事実及び内容の確認等）	○	○ (改正あり)	○
入力者等情報の確認	○	○	廃止
適正事務処理要件	○	廃止	—
スキャン文書と帳簿との相互関連性の保持	○	○	○
見読可能装置の備付け及び整然・明瞭な出力	○	○	○
検索機能の確保	○	○ (改正あり)	○
電子計算機処理システムの開発関係書類等の備付け	○	○	○

(4) 適用時期

上記の改正は、2024年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用されます。

2. 参考

2023年度税制改正を受けて2023年6月に改正された電子帳簿保存法取扱通達（以下、本ニュースレターにおいて「取扱通達」といいます。）及びスキャナ保存一問一答では、国税関係書類に係るスキャナ保存制度の保存要件のうち、検索機能の確保要件について、たとえば以下の取扱いが新たに示されました。

- 検索機能については、原則として、一課税期間を通じて保存対象となる電子データを検索することができる必要があるが、一課税期間を通じて保存対象となる電子データを検索することが困難であることについて合理的な理由があると認められる場合には、その保存媒体ごとや一課税期間内の合理的な期間ごとに範囲を指定して検索をすることができれば差し支えない（取扱通達4-9、スキャナ保存一問一答 問15）。
- 検索機能における記録項目である「取引年月日その他の日付」とは、国税関係書類に記載すべき日付をいい、基本的にはその国税関係書類の授受の基と

なる取引が行われた年月日を指すが、一つの国税関係書類に複数の取引がまとめて記載されているような場合、その国税関係書類を授受した時点でその発行又は受領の年月日として記載されている日付をもって、検索機能における記録項目である「取引年月日その他の日付」として用いても、その取扱いが各課税期間において自社で一貫した規則性を持っている限りは差し支えない（スキャナ保存一問一答 問41）。

III. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度

1. 保存要件の見直し

申告所得税及び法人税に係る電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務者は、電子取引を行った場合には、以下の保存要件に従ってその取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないこととされていますが、この保存要件のうち検索機能の確保要件及びタイムスタンプの付与要件が見直されました。

要件		2021年度 税制改正前	2021年度 税制改正後	2023年度 税制改正後
電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け (自社開発プログラムを使用する場合)		○	○	○
見読可能装置の備付け及び整然・明瞭な出力		○	○	○
検索機能の確保		○	○ (改正あり)	○ (改正あり)
右記の いずれか の措置を 行うこと	タイムスタンプの付与後の取引情報の授受	○	○	○
	タイムスタンプの速やかな付与	○	○ (改正あり)	○ (改正あり)
	データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用した取引情報の授受及び保存	○	○	○
	訂正削除の防止に関する事務処理規程の策定、運用、備付け	○	○	○

(1) 検索機能の確保要件の見直し

検索機能の確保要件が以下のように見直されました。

【2023年度税制改正前】

■ 原則

以下の全ての要件を満たすこと。

(A)	取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先 (以下、記録項目)を検索の条件として設定することができること。
-----	--

(B)	日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。	←	【ダウンロードの求めに係る特例】 保存義務者が国税に関する法律の規定によるその電磁的記録の提示又は提出の要求（ダウンロードの求め）に応じることができるようにしている場合には、 <u>(B) 及び (C) の要件の充足は求められない</u>
(C)	二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。	←	

■ 売上高が低い保存義務者の特例

保存義務者が以下の要件をいずれも満たす場合には、検索機能の確保要件の全てが不要とされる。

(A)	その判定期間に係る基準期間（法人の場合は前々事業年度）における売上高 ≤ 1,000万円
(B)	保存義務者が国税に関する法律の規定によるその電磁的記録の提示又は提出の要求（ダウンロードの求め）に応じることができるようにしていること。

【2023年度税制改正後】

他者から受領した電子データとの同一性が確保された電磁的記録の保存を推進する観点から、以下のいずれの要件も満たす場合には、検索機能の確保要件の全てが不要とされた。

(A)	以下のいずれかに該当すること。
(a)	その判定期間に係る基準期間（法人の場合は前々事業年度）における売上高 ≤ 5,000万円
(b)	国税に関する法律の規定による電磁的記録の出力書面で整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの提示又は提出の要求に応じることができるようにしていること。
(B)	保存義務者が国税に関する法律の規定によるその電磁的記録の提示又は提出の要求（ダウンロードの求め）に応じることができるようにしていること。

なお、上記 (A) (a) の要件について、2023年度税制改正を受けて2023年6月に更新された国税庁の「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」（以下、Ⅲ.において「電子取引一問一答」といいます。）問45には以下のように記載されています。

- この措置は消費税法における中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の内容を勘案して定められたものであることから、売上高が5,000万円を超えるかどうかを判定する基準期間については、消費税法の場合と同様の方法で判断する。
- 「売上高」と規定していることから、法人の場合は、「一般的に売上高、売上収入、営業収入等として計上される営業活動から生ずる収益」をいい、いわゆる営業外収益や特別利益は含まれないため、消費税法の「課税売上高」とは必ずしも一致しない。

また、上記 (A) (b) の要件について、取扱通達7-3には出力書面の整理方法が示されているほか、電子取引一問一答 問46 には以下のように記載されています。

- 出力書面の整理方法については、電帳法通達7-3に示す方法により、その出力書面が課税期間ごとに日付及び取引先について規則性を持って整理されている必要がある。
- 電磁的記録を書面に出力する時期については特段の定めはないが、遅滞なく提示等ができるように書面を出力して整理しておくといった準備を事前に行っていなかった場合には、検索機能の確保要件が不要となるための条件を満たしていないと判断される可能性があることから、日頃から書面を出力して整理しておくことが望ましい。

電子取引一問一答には、検索機能の確保要件について、たとえば以下のような運用上の取扱いも示されています。

- ファイル名の入力により検索要件を満たそうとする場合については、「取引先」ごとにフォルダを区分して保存しており、その区分したフォルダに保存している取引データのファイル名を「取引年月日その他の日付」及び「取引金額」を入力して管理しておくことでも、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先を検索の条件として設定することができるときは、検索機能の要件を満たすことになる（電子取引一問一答 問44）。
- 検索要件の記録項目としては、個々の取引ごとの取引年月日及び取引金額として記録されているものをそれぞれ用いる方法のほか、その電子取引データを授受した時点でその発行又は受領の年月日として記録されている年月日及びその電子取引データに記録された取引金額の合計額を用いる方法としても、その取扱いが各課税期間において自社で一貫した規則性を持っていれば差し支えない（電子取引一問一答 問49）。

(2) タイムスタンプの付与要件の見直し

タイムスタンプの付与要件が、以下のように見直されました。

	2023年度税制改正前	2023年度税制改正後
(A)	以下のいずれかの方法により、その電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すこと。 <ul style="list-style-type: none"> 電子取引の取引情報の授受後速やかに、その電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すこと。 その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やか（最長2ヵ月とおおむね7営業日以内）に、電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すこと。 （電子取引の取引情報の授受からその記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。） 	改正なし
(B)	その電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。	廃止

(3) 適用時期

上記(1)及び(2)の改正は、2024年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用されます。

2. 電磁的記録の出力書面による保存制度の見直し

(1) 概要

2021年度税制改正では、電子取引の取引情報に係る出力書面の保存をもって電磁的記録の保存に代えることができる措置が廃止されましたが、2022年度税制改正により申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引について経過措置（宥恕措置）が設けられ、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつたことについてやむを得ない事情があると認められる等一定の要件を満たす場合には、2023年12月31日までは出力書面の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができることとされていきました。

2023年度税制改正では、この経過措置（宥恕措置）が適用期限（2023年12月31日）の到来をもって廃止されるとともに、システム対応が間に合わなかつたことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置が講じられました。

具体的には、保存義務者が行う電子取引につき、下記のいずれの要件も満たす場合には、その保存要件にかかわらず、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができることとされました。

(A)	納税地等の所轄税務署長が、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつたことについて相当の理由があると認めること。
(B)	(a)その保存義務者が国税に関する法律の規定によるその電磁的記録及び(b)その電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示又は提出の要求（ダウンロードの求め）に応じることができるようにしていること。

← (a): 電磁的記録の保存が前提とされている。
 ← (b): 出力書面の保存が前提とされている。

【上記 (A) の「相当の理由」】

上記 (A) の「相当の理由」は従前の経過措置の適用を受けようとする場合に求められる「やむを得ない事情」がなかつたとしても、事業者の実情に応じて柔軟に猶予措置を適用することが可能とされています。

具体的には、取扱通達及び電子取引一問一答において、以下のように示されています。

- 「相当の理由」とは、事業者の実情に応じて判断するものであるが、たとえば、システム等や社内でのワークフローの整備が間に合わない場合等がこれに該当する（取扱通達7-12）。
- その電磁的記録そのものの保存は可能であるものの、保存時に満たすべき要件に従って保存するためのシステム等や社内でのワークフローの整備が間に合わない等といった、自己の責めに帰さないとは言い難いような事情も含め、要件に従って電磁的記録の保存を行うための環境が整っていない事情がある場合については、この猶予措置における「相当の理由」があると認められ、保存時に満たすべき要件に従って保存できる環境が整うまでは、そうした保

存時に満たすべき要件が不要となる。ただし、システム等や社内のワークフローの整備が整っており、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存時に満たすべき要件に従って保存できるにもかかわらず、資金繰りや人手不足等の理由がなく、そうした要件に従って電磁的記録を保存していない場合には、この猶予措置の適用は受けられないことになる（電子取引一問一答 問61）。

(2) 適用時期

上記(1)の改正は、**2024年1月1日**以後に行う電子取引の取引情報について適用されます。

3. 参考

上記1.及び2.の改正をふまえた、**2023年度税制改正後**の電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存方法のイメージは以下のとおりです。

	対象	検索機能の確保要件	その他の要件
保存方法 1	制限なし（原則）	必要	<ul style="list-style-type: none"> 改ざん防止の要件（タイムスタンプ等） 見読可能装置の備付け等の要件
保存方法 2	新たな猶予措置適用者（上記2.参照）	不要	<ul style="list-style-type: none"> 出力書面の提示・提出の求めに応じる ダウンロードの求めに応じる
保存方法 3	売上が「 5,000万円以下 」の事業者（上記1.（1）【 2023年度税制改正後 】（A）（a）参照）	不要	<ul style="list-style-type: none"> 改ざん防止の要件（タイムスタンプ等） 見読可能装置の備付け等の要件 ダウンロードの求めに応じる
保存方法 4	制限なし	不要	<ul style="list-style-type: none"> 改ざん防止の要件（タイムスタンプ等） 見読可能装置の備付け等の要件 出力書面の提示・提出の求めに応じる（日付等ごとに整理必要） ダウンロードの求めに応じる

出典：財務省「令和5年度 税制改正の解説」P.607を一部加工

IV. 終わりに

2021年度税制改正で抜本的な見直しが行われた電子帳簿等保存制度は、2023年度税制改正においても保存要件が緩和され、利便性のさらなる向上が図られるとともに、電子取引に係る電磁的記録の出力書面の保存に関する恒久的な制度である猶予措置が講じられ、国税関係書類の電子化に向けた取組のなかで保存義務者の実情に応じた対応が行われています。

すでに電子帳簿保存法の保存要件に適合した市販のソフトウェアも多く提供され、会計・経理システムの電子化が進められている企業も多いものと思われませんが、**2023年10月**からはインボイス制度が開始されることから、電子帳簿保存法への対応と併せた経理のDX化がより一層求められます。

KPMG税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL: 075-353-1270

FAX: 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.